

千里新田小学校の校区変更についての説明会資料

平成14年(2002年)7月27日

1. 通学路の安全対策の実施時期等について

対策内容	対策が必要な場所 (資料1参照)	実施時期	概算経費	実施要件
横断歩道の設置	桃山台4丁目E地点、千里山竹園1丁目F地点、G地点 桃山台3丁目D地点は「一旦停止」の表示あり	吹田警察が大阪府公安委員会に上申して決定されるため時期は未定	大阪府費 歩道の切り下げなどの整備は市費(現場の状況によって異なる) 約200万円	自治会およびPTAからの要望書が必要
外側線の表示	千里山西4丁目Jの道路	吹田警察との協議が整えば、今年度中に実施	市費 約4万円	地先住民の理解が必要
緑色のペインティング表示	千里山竹園1丁目Hの道路 千里山西4丁目Iの道路 千里山西4丁目Jの道路	地先住民の了解が得られれば今年度中に実施。Jの道路については、外側線表示後実施。	市費 約300万円	Jの道路については、先に警察の許可後外側線の表示が必要。また、地先住民の理解が必要
安全柵の設置または緑色のペインティング表示	千里山竹園1丁目Nの道路	地先住民の了解が得られれば今年度中に実施	市費 約30万円	幅員などの道路形態からは安全柵の設置可能。しかし、民家の出入口があるので連続しての設置は困難であり、効果的な設置が困難な場合はペインティング実施。地先住民の了解が必要
カーブミラーの設置	千里山竹園1丁目L地点 千里山西3丁目M地点(2ヶ所)	地先住民の了解が得られれば今年度中に設置	市費 約80万円	車の通行に支障がない設置場所の確保。設置場所敷地の所有者の同意が必要。

「止まれ」の路面表示	千里山西3丁目M地点(3ヶ所)	吹田警察が大府公安委員会に上申して決定されるため時期は未定	大阪府費	自治会およびPTAからの要望書が必要。「止まれ」の路面表示が困難な場合は「徐行」「注意」等の表示
街路灯照度の強化	桃山台B地域、C地域	今年度から2ヵ年で実施	市費 緑地部分 約5万円 道路部分 約30万円	道路部分については地先住民の理解が必要
ゼブラゾーン表示の補修	千里山西4丁目K地点	私有地であり、所有者の同意があれば今年度実施	市費 約2万円	所有者の同意が必要
通学路の電柱にスクールゾーンを示す緑色の「文」の表示	千里山西3丁目、4丁目、5丁目内の要所	今年度中に実施。	市費	
歩道橋上り口の整備、側溝にグレーチング設置	桃山台グラウンドの歩道橋上り口A地点	未定	市費	階段設置は技術的には可能であるが、スロープなどバリアフリー問題についても検討が必要
南千里中学校東側の千里緑地内にスロープおよび街路灯の設置	南千里中学校東側運動場沿いの小道	未定	市費 約600万円	

2. スクールバスによる通学について

通学にスクールバスを出せないかとの要望が出されておりましたが、他の小学校における通学距離や通学路の状況を比較考量しても必ずしもスクールバスの配車が必要な状況ではないと考えております。なお、身体的な理由等でどうしても通学が困難な場合には、個別に相談をさせていただきます。

3. 千里第三小学校への変更地域の児童が桃山台小学校に通学することについて

桃山台小学校は、千里第三小学校に比べて児童数は少なく学校施設にも余裕があり、千里第三小学校への変更地域の児童であっても希望すれば桃山台小学校に通学できるようにすればどうかのご意見について検討しましたが、同じ地域内で児童が3つの小学校に分かれて通学する状況も考えられ、地域コミュニティ形成における問題が一定期間だけにとどまらないことから、校区変更先の学校については実施計画どおりでお願いいたします。

4. 千里新田小学校区全体を調整区域とすることについて

千里新田小学校区全体を調整区域にすれば、対象地域以外でも桃山台小学校や千里第三小学校に移っていただける方がいるのではないかとのご意見をいただきました。今回校区変更というご無理をお願いするにあたっては、在校生の通学校などについて特例的に選択が可能という弾力的な扱いをしましたが、教育委員会としては、基本的には調整区域をつくることは好ましくないと考えており、この弾力的な対応についても一定期間で解消されるものと考えております。

5. 0歳児～5歳児を対象にした予備調査や学校見学会について

0歳児～5歳児についても在校生と同様に予備調査を実施してほしいという要望がありましたが、この調査はあくまでも在校生が来年度通学する学校について、現時点でどのように考えているのかを把握することを主目的に行ったものであり、0歳児～5歳児を対象にした調査を実施する予定は現在のところありません。学校見学会については、希望者が多ければ実施を検討したいと考えております。

6. 学校規模適正化事業の検討経過について

教育委員会内部のプロジェクトチームでは、千里新田小学校の規模適正化について下の～の6つの校区変更案について検討しました。その検討経過については、千里新田小学校と隣接する小学校の中では桃山台小学校が一番小規模であることから、まず桃山台小学校への校区変更により千里新田小学校の規模適正化を図ることを考え、桃山台小学校区に隣接している地域の変更案として～案を検討しました。この4つの案について検討する中では、案と案については、変更地域が狭く千里新田小学校が適正規模に近づかないこと、案と案については、通学距離が遠い地域ができることや地域の公共施設である千里新田公民館が他校区になるなどの問題点

が出されました。また、千里山西6丁目については、桃山台小学校区とともに千里第三小学校区にも隣接しており、むしろ地域間のつながりを考えると千里第三小学校区とのつながりの方が強いとの意見があり、桃山台小学校と千里第三小学校の二つの小学校への校区変更案を検討することになりました。千里第三小学校への校区変更を考える中では、隣接地域の千里山西6丁目と千里山竹園1丁目が見込みの対象となり、案と案を検討しましたが、通学距離など総合的に検討する中で最終的に案をまとめました。

都市計画道路豊中岸部線より以北の春日4丁目20番、千里山竹園2丁目17～25番、千里山西6丁目58～64番を桃山台小学校区に変更

都市計画道路豊中岸部線より以北の春日4丁目20番、千里山竹園2丁目17～25番、千里山西6丁目58～64番、および春日3丁目全域を桃山台小学校区に変更

都市計画道路豊中岸部線より以北の春日4丁目20番、千里山竹園2丁目17～25番、および千里山西6丁目全域を桃山台小学校区に変更

都市計画道路豊中岸部線より以北の春日3丁目19～20番、春日4丁目20番、千里山竹園2丁目17～25番、および千里山西6丁目全域を桃山台小学校区に変更

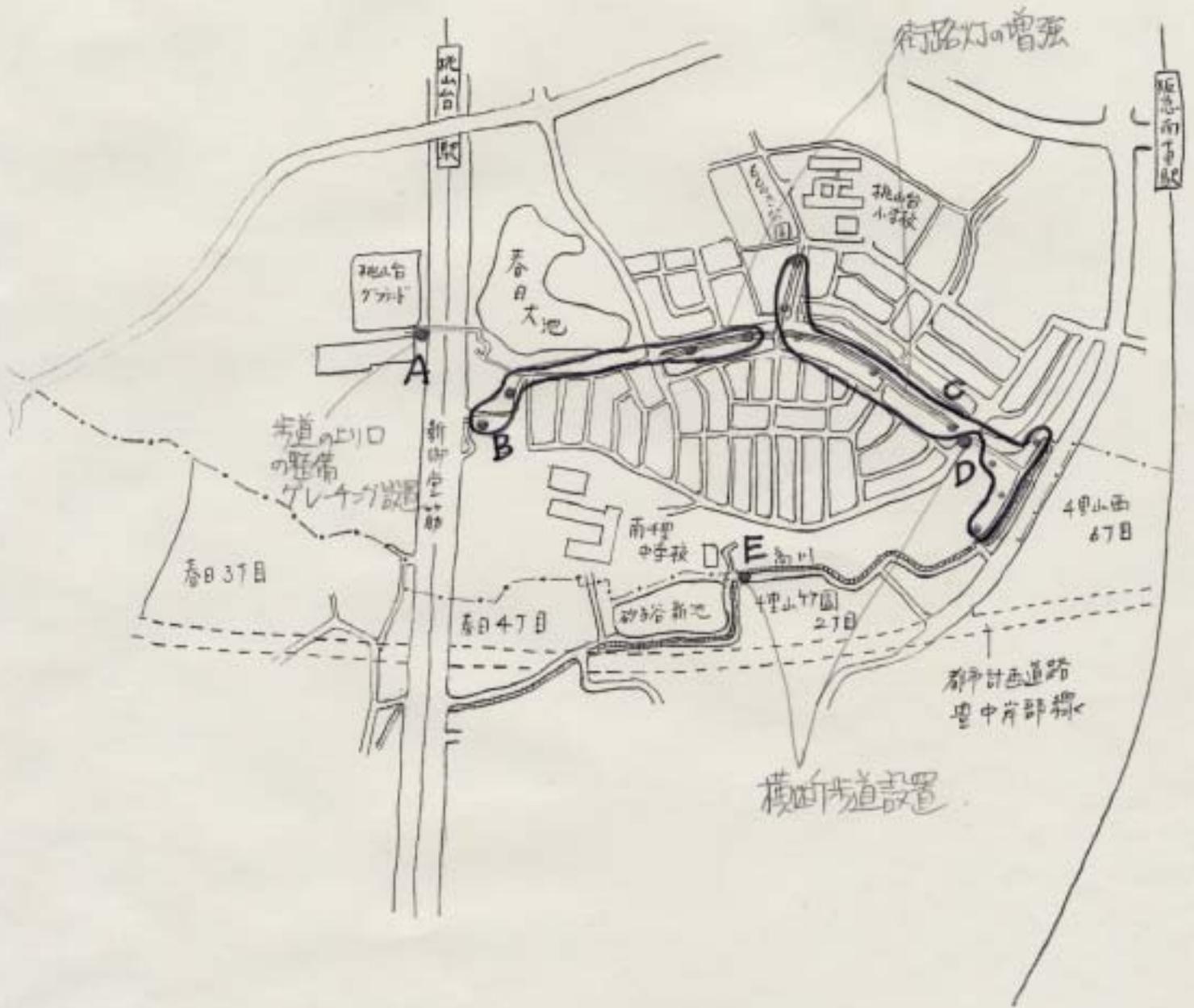
都市計画道路豊中岸部線より以北の春日3丁目19～20番、春日4丁目20番、千里山竹園2丁目17～25番、千里山西6丁目58～64番を桃山台小学校区に、千里山西6丁目1～57番を千里第三小学校区に変更

都市計画道路豊中岸部線より以北の春日3丁目19～20番、春日4丁目20番、千里山竹園2丁目17～25番、千里山西6丁目58～64番を桃山台小学校区に、千里山竹園1丁目.(25～28番を除く)を千里第三小学校区に変更

7. 校区変更実施についての地域の理解について

校区変更の実施について、地域の理解が得られたと判断する客観的な基準を示してほしいとの意見がありましたが、実際に保護者をはじめ校区内のお一人おひとりの意向をすべて正確に把握することは困難であり、客観的な数字で基準を示すことは難しいと考えております。しかし、教育委員会としましては、できるだけ多くの方々にご理解をいただく中で校区変更を実施したいと考えておりますので、今後も様々なご意見をお聞きする中で可能な限りの努力を行ってまいりたいと考えております。





----- 現在の校区境界線